

産 政 第 278 号
令和 5 年 3 月 23 日

新潟県内各商工会議所会頭 様
新潟県商工会連合会会長 様
新潟県中小企業団体中央会会長 様
新潟経済同友会代表幹事 様
新潟県経営者協会会長 様

新潟県産業労働部長

濃厚接触者の特定について（依頼）

新型コロナウイルス感染症について、日頃より感染拡大防止にご協力いただき、感謝申し上げます。

県内の感染状況は、減少傾向が続くなか、先週 13 日には、マスクの着用が原則個人の判断に委ねられたほか、5 月 8 に予定される 5 類感染症への移行に関しても、順次、国から対応方針が示されているところです。

このような状況を踏まえ、本日の対策本部会議において、感染が発生した場合の濃厚接触者に関する対応等について、別紙のとおり決定されたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会の会員の皆様に対し周知いただきますよう、ご協力をお願いします。

〔添付資料〕

本県の積極的疫学調査について

本県の濃厚接触者の特定・行動制限について

新潟県産業労働部産業政策課 柄澤、高本 電 話：025-280-5231

本県の積極的疫学調査について

5月7日までの間、保健所が実施するオミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査の対象を以下のとおりとする。（変更箇所は赤字部分）

		感染者発生場所			
		家庭内	医療機関 高齢者施設等	保育所・幼稚園 小学校等	事業所等 (中学校以上含む)
積極的疫学 調査	変更前	保健所が以下の者に重点 化して実施 60 歳以上の者及び 59 歳以下で重症化 リスクの高い者	保健所が実施	保健所は実施しない (※1)	保健所は実施しない (※1)
	変更後	保健所が以下の者に重点 化して実施 75 歳以上の者及び 74 歳以下で重症化 リスクの高い者	保健所が実施	保健所は実施しない (※1)	保健所は実施しない (※1)

※1 大規模クラスター発生など保健所が必要と認めた場合は、医療機関等と同様、積極的疫学調査を実施し、調査結果に基づき行政検査を行うことがある。

※2 家庭内での積極的疫学調査の対象者は、令和4年12月13日から変更（関係者へ通知済み）

本県の濃厚接触者の特定・行動制限について

令和5年3月23日から令和5年5月7日までの間は、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限について以下のとおりとする。

(変更箇所は赤字部分)

	感染者発生場所			
	家庭内	医療機関 高齢者施設等	保育所・幼稚園 小学校等	事業所等 (中学校以上含む)
濃厚接触者 特定	同居家族は全員 濃厚接触者となります	保健所が特定	(変更前) 引き続き、各施設や 所管 市町村に対して特定する よう要請 (変更後) 各施設や所管市町村に対 して特定を要請しない	(変更前) 可能な限り、引き続き 各事業所等に対して特定 するよう要請 (変更後) 各事業所等に対して 特定を要請しない
濃厚接触者の 行動制限	【原則】 5日間(6日目解除) 【特例】 ・社会機能維持者の みならず、誰でも、 2,3日目に検査し、 陰性確認で3日目に解除	同居家族(特例含む)と同様 【上記に加えて】 ・医療従事者のみならず、 従事者は、毎日検査 (3日間)により従事可		
行動制限短縮 のための検査 費用負担	・自費	・行政検査		